

一般財団法人青森県スキー連盟定款

一般財団法人青森県スキー連盟

一般財団法人青森県スキー連盟定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人青森県スキー連盟と称し、英文では、Ski Association of Aomori (略称 SAA) という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を青森県南津軽郡大鰐町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、青森県におけるスキー界を統括し、スキーの普及及び振興を図り、県民の健全な心身の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 基礎スキーに関する検定会、講習会等の開催
- (2) スキー学校の公認推薦及び指導監督
- (3) 全県的なスキー競技大会の開催及び後援
- (4) スキー競技選手の育成、強化とスキー指導者の養成
- (5) 青森県を代表するスキー競技選手の選考と派遣
- (6) 公共性のある事業及び地方公共団体等の事業の共催、支援、後援等及び事業の受託
- (7) その他この法人の目的達成に必要な事業を行うこと。
 - 2 前項の事業は、青森県において行うものとする。

第3章 加盟団体

(加盟団体)

第5条 この法人は、次のいずれかに該当するものを加盟団体とする。

- (1) 市町村又は地区を単位とするスキー団体
- (2) 全県的に組織されたスキー競技に関する団体
- (3) 企業又は職域内に組織されたスキー団体

(加盟)

第6条 加盟団体になろうとする団体は、理事会及び評議員会において、総理事及び総評議員の3分の2以上の同意を得て加盟することができる。

(負担金)

第7条 加盟団体は、別に定める負担金を毎年納入しなければならない。

(脱退等)

第8条 加盟団体が脱退しようとするときは、脱退届を提出し、理事会及び評議員会において、すべての理事及び評議員の過半数の同意を得なければならない。

- 2 加盟団体が第5条各号に掲げる資格を喪失したとき及び加盟団体として不適当と認められるときは、理事会及び評議員会において、出席したすべての理事及び評議員の過半数の同意を得てこれを退会させることができる。

第4章 資産及び会計

(資産)

第9条 この法人の資産は、理事会において別に定めるところにより、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。資産の全部又は一部を処分しようとするとき及び資産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会および評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第10条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第11条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第12条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第13条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第5章 評議員

(評議員の定数)

第14条 この法人に、評議員30名以上60名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第15条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする

もの

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイから二までに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのある者にあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

①国の機関

②地方公共団体

③独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人

④国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人

⑤地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人

⑥特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（評議員の任期）

第16条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 評議員は、第14条に定める定数に足りなくなるときは、その任期満了後又は辞任により退任した後も、後任者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員の報酬等）

第17条 評議員は、無報酬とする。

第6章 評議員会

（構成）

第18条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第19条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事の選任又は解任

(2) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(3) 定款の変更

(4) 残余財産の処分

(5) その他法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第20条 評議員会は、定時評議員会として毎年度11月に1回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第21条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会の議長は、開催時出席評議員の中から評議員会において決定する。

(決議)

- 第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
 - (1) 監事の解任
 - (2) 定款の変更
 - (3) その他法令で定められた事項
 - 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名が記名押印しなければならない。

第7章 役員等

(役員の設定)

- 第24条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事 25名以上30名以内
 - (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。
 - 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第25条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副会長及び専務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
 - 3 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第27条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第28条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第29条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事は、無報酬とする。

(負担金)

第31条 理事及び監事は、理事会において別に定める負担金を毎年納入することとする。

(名誉役員等)

第32条 この法人に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉会長は、この法人の会長であった者を、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、この法人の副会長であった者及びスキーに関する功労者のうちから、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 4 名誉会長は、重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 5 顧問は、会長が必要と認める事項について、その諮問に応じて意見を述べるができる。
- 6 名誉会長及び顧問は無報酬とする。

第8章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集し、議長は会長とする。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した理事が理事会を招集し、議長を務める。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条にお

いて準用する同法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

第9章 事務局

(事務局)

- 第38条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
 - 3 事務局長及びその他の職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。
 - 4 事務局及び職員に関する事項は、理事会で別に定める。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第39条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第15条についても適用する。

(解散)

- 第40条 この法人は、この法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第41条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第42条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第10条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は長崎昭義、副会長は伊藤永慈、工藤利雄、澤田晴美、専務理事は豊沢初雄とする。

4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

| | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 江刺家泰彦 | 金田 和麻 | 柳谷 敬 | 伊保内光一 | 馬場 努 | 坂下 淳 |
| 谷川 壽 | 落合 秀士 | 大竹 浩 | 米内山淳一 | 太田 進 | 佐々木英明 |
| 上沢 孝範 | 蛭沢 武志 | 吉田 茂樹 | 佐々木幹夫 | 青山 慶之 | 加藤 知明 |
| 島 和彦 | 大平 千秋 | 小田桐立人 | 荒内 薫 | 吉田 昌紀 | 高坂 寿 |
| 熊谷 浩 | 奈須下 淳 | 古澤 謙一 | 佐藤 隆司 | 吉田 隆彦 | 沼田 次雄 |
| 田川 孝則 | 工藤賀津夫 | 神 泰幸 | 葛西 成芳 | 三上 真澄 | 内山 博文 |
| 笹 慎 | 宮本 充 | 葛西 英治 | 山田 徹 | 外崎 和男 | 吉田 博紀 |
| 松谷 憲暁 | 加藤 恭雄 | 大橋 央佳 | 花田 英一 | 小山内 修 | 齋藤 拓也 |
| 山本 勝規 | 田澤 秀恭 | 三上 覺 | 齋藤 尚士 | 山口 春男 | 三上 為治 |
| 山口 龍城 | 大川 繁 | 雪田 秀雄 | 石岡 昭満 | 福士 茂光 | 小玉 正志 |
| 濱田 俊一 | 木村 潤一 | | | | |

附則

この定款は、評議員会の承認の日（平成25年9月15日）から施行する。

この定款の一部を変更し、評議員会の承認の日（平成29年11月25日）から施行する。